

〔預金商品概要説明書〕

〈後見制度支援預金〉商品概要説明書

1. 商 品 名	後見制度支援預金
2. 販 売 対 象	家庭裁判所が「後見制度支援預金新規契約にかかる手続申込書」（指示書）を交付したお客様が対象となります。
3. 期 間	期間の定めはありません。 ※家庭裁判所から口座解約の指示書が交付されるまでとなります。
4. 預 入	
預 入 方 法	家庭裁判所からの指示書に基づき、預入致します。
預 入 金 額	1 円以上
預 入 単 位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	家庭裁判所が交付した「指示書」に基づき、払い出し致します。
6. 利 息	
適 用 金 利	●変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利 払 方 法	毎年 3 月と 9 月の第 2 土曜日の翌日に元金に組入れます。
計 算 方 法	付利単位を 100 円とし、毎日の最終残高 1,000 円以上について 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税 金	●個人の方のお利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手 数 料	_____
9. 付加できる 特 約 事 項	_____
10. 中途解約時の 取 扱 い	_____
11. 金利情報の 入 手 方 法	金利は店頭に表示する金利ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	●<u>苦情処理措置</u> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンスグループにお申し出ください。 (9 時～17 時、フリーダイヤル：0120-802-546) ●<u>紛争解決措置</u> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部コンプライアンスグループもしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

〔預金商品概要説明書〕

13. その他参考 となる事項	●公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ●振込入金受取口座として利用はできません。 ●現金でのお支払いはできません。 ●指示日から 3 週間経過している場合はお支払いできません。(初日不算入、最終日が休日の場合は翌営業日となります) ●通帳は口座開設店のみを窓口として取扱うものとします。なお、誤って入金した場合でも、出金または訂正をする際は家庭裁判所の指示書が必要となります。 ●総合口座のお取り扱いはできません。 ●キャッシュカードの発行はできません。 ●インターネットバンキングのお取り扱いはできません。 ●この預金は、「後見制度支援預金特別約定」及び「普通預金等規定集」によりお取り扱いします。 ●本規定及び特定約定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ●預金保険の対象です。
--------------------	--